

JST 大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム共創プログラム
スタートアップ創出プログラム
KSAC-GAP ファンド
公募要領
(第2回)

公募 期間	2024年10月1日(火)～2024年10月31日(木)正午(厳守)
----------	------------------------------------

1.0 版



プログラム主催者

関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC)

ケーサック

2024年10月

公募概要

本公募要領は、関西スタートアップアカデミア・コアリション（以下、「KSAC」という。）が募集するスタートアップ創出プログラム「KSAC-GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）について

記載しています。

1. 趣旨・目的

本プログラムでは、KSAC の主幹機関および SU 創出共同機関である大学の研究成果の起業による事業化を支援します。研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金（GAP ファンド）をはじめ、採択された研究開発課題に対しては、研究代表者が所属する大学の起業支援人材が伴走型の支援を提供します。

2. 関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC)

KSAC は、関西圏の大学や、産業界、金融機関、自治体等 70 以上の機関が参画し、地域や組織を超えて連携しながら人材・研究課題・資金の好循環をつくり、関西圏における起業家の裾野拡大や大学発スタートアップ（以下、「大学等発 SU」という）の連続的創出により、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築を目指すプラットフォームです。

なお、本プログラムの公募は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施する大学発新産業創出基金事業を委託された KSAC が募集を行うものであり、全 4 回の公募を予定しています。

3. KSAC の主幹機関および SU 創出共同機関

KSAC の主幹機関および SU 創出共同機関は下表の通りです。

主幹機関			
京都大学			
SU 創出共同機関			
大阪大学	神戸大学	京都工芸繊維大学	奈良先端科学技術大学院大学
奈良女子大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都府立大学
京都府立医科大学	大阪公立大学	兵庫県立大学	奈良県立医科大学
京都先端科学大学	同志社大学	立命館大学	龍谷大学
大阪工業大学	関西大学	近畿大学	関西学院大学
京都産業大学	事務局	大阪産業局	産学連携研究所

目次

1.	大学発新産業基金事業	3
1.1.	基金事業の目標	3
1.2.	本基金事業の目指す姿	3
1.3.	本基金事業の特徴	4
1.3.1.	本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定	4

1.3.2.	ビジネスからのバックキャストによる課題推進	5
1.4.	本公募要領での主な用語	5
2.	公募・選考	7
2.1.	募集するプログラムの概要	7
2.2.	募集するプログラムの詳細	7
2.2.1.	各プログラムの詳細	7
2.3.	支援期間	8
2.4.	応募要件	8
2.4.1.	研究開発課題の要件	8
2.4.2.	研究代表者の要件	9
2.4.3.	事業化推進機関の要件	9
2.4.4.	経営者候補人材の要件	10
2.4.5.	その他の要件	10
2.5.	研究開発課題における共同研究	10
2.6.	研究代表者の応募の制限	11
2.7.	応募方法	13
2.7.1.	申請書様式	13
2.7.2.	申請書類作成時の注意事項	13
2.7.3.	提出方法	14
2.8.	研究開発課題の選考方法	14
2.9.	研究開発課題の審査項目、着眼点について	14
2.10.	募集期間・選考スケジュール	15
2.11.	本プログラムの全体の流れ	15
3.	採択後の研究開発課題の推進等について	17
3.1.	研究開発計画書等の作成	17
3.2.	研究開発課題の推進	17
3.2.1.	研究代表者の主な役割	17
3.2.2.	事業化推進機関の主な役割	17
3.2.3.	研究開発課題推進にあたっての留意事項	17
3.3.	起業支援人材による伴走支援	18
3.3.1.	起業支援人材の主な役割	18
3.4.	進捗報告と成果報告	18
3.4.1.	進捗報告会の開催	18
3.4.2.	成果報告	18
3.4.3.	起業の報告	18
3.5.	起業後の支援継続	18
3.5.1.	支援の種類と対象機関	18
3.5.2.	SU 直接支援	19
3.5.3.	継続支援	20

3.6.	研究開発費の執行.....	21
3.6.1.	研究開発費として認められる資金使途.....	22
3.6.2.	特許関連経費について.....	22
4.	申請書類提出先・問い合わせ先.....	24

1. 大学発新産業基金事業

大学発新産業創出基金事業（以下、「本基金事業」という）は、スタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

なお、本事業は競争的研究費制度に該当します。

1.1. 基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学等発SUの創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発SUの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.2. 本基金事業の目指す姿

基金事業に携わる者の間において、「1.1.本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発SUが創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発SUの事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発SUの成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学

等発 SU の創出・育成を志す。

- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.3. 本基金事業の特徴

1.3.1. 本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく、事業開発も必要となります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます（参照：表1）。

ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価や実証（PoC）からスタートアップ組成に向けてPoCを継続的に実施して、実際に起業に至るまでのステップです。

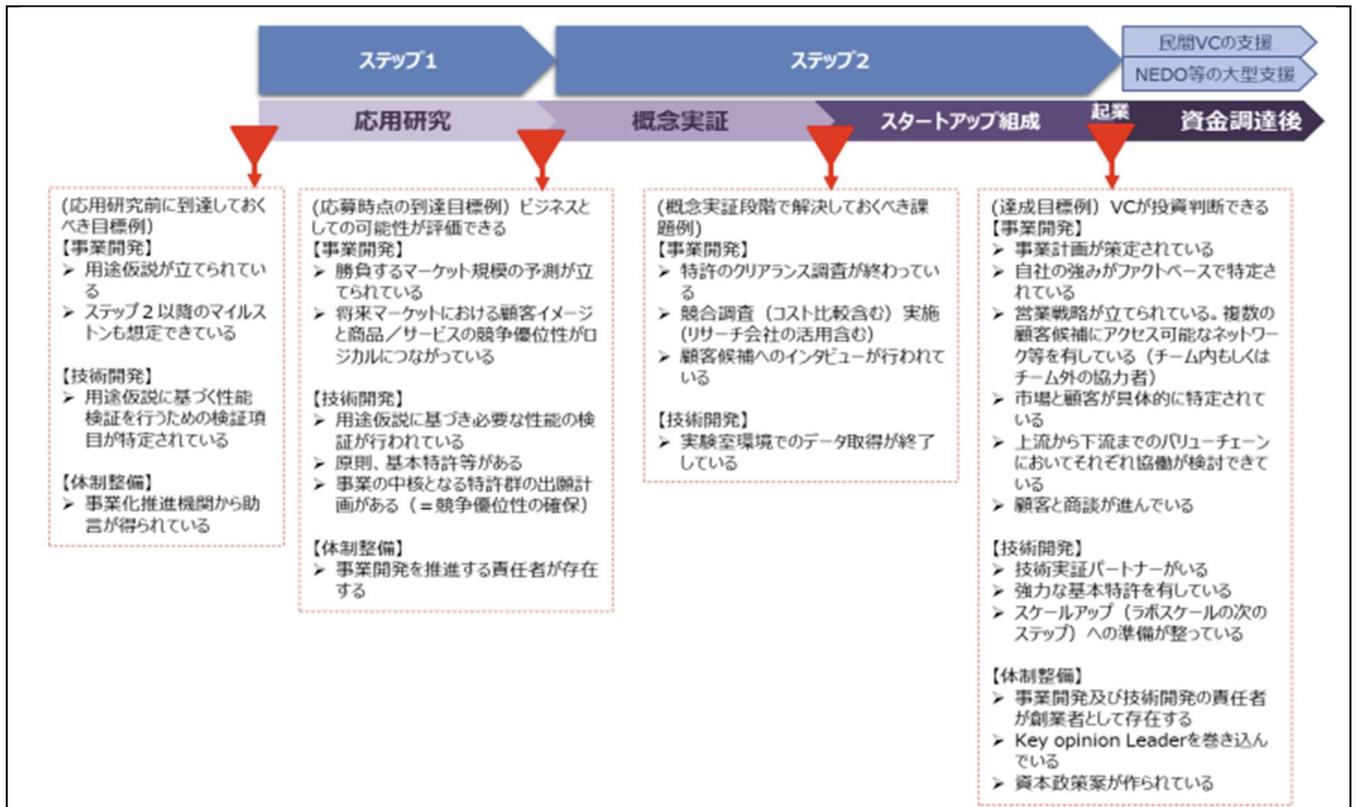
表1：ステップの定義

	ステップ1 応用研究	ステップ2	
		概念実証	スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。	ビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってのクリアすべき課題の解決を目指す。	概念実証の取組に加え、大学等発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施する。

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定した上で、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。そこで、本プログラムにおいても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成しているべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します（参照：図1）。

図1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本プログラムにおいては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するように心掛けてください。

1.4. 本公募要領での主な用語

技術シーズ	事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。本プログラムにおける申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。例えば、大学等の研究成果として創出されたAI技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。
研究開発課題	研究代表者が中心となり、本プログラムの支援を受けて事業化に向けたビジネスのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）取得等を進める課題。
研究代表者	本プログラムにおける研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者等。申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。
主たる共同研究者	研究開発課題を行う際、研究代表者の機関①（KSACの主幹機関もしくはSU創出共同機関）と異なる機関②において共同研究を実施する場合の機関②にお

	ける共同研究者。機関②は、機関①と異なる KSAC の主幹機関もしくは SU 創出共同機関、または、KSAC 以外のプラットフォームの主幹機関もしくは SU 創出共同機関となる。
事業化推進機関	研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関。事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。
起業支援人材	本プログラムにおいて、KSAC の参画大学等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には、学内 URA 等の専門人材が想定され、大学内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。
経営者候補人材	創業後のスタートアップの経営者（CEO）となる前提で、研究開発課題に参画する人材。
Demo Day	事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）

2. 公募・選考

2.1. 募集するプログラムの概要

本プログラムでは、KSAC に参画する大学等の技術シーズを核にして、起業による事業化を目指す研究開発課題の中で、基金事業におけるステップ1（応用研究）もしくはステップ2（概念実証・スタートアップ組成）に入ることが適切と判断される課題が支援対象となります。新しい現象の発見等を目指す基礎研究や、技術移転を目的とした研究開発課題は本プログラムの支援対象外となります。

2.2. 募集するプログラムの詳細

本プログラムでは、ステップごとに下記のプログラムの募集を行います。

ステップ	ステップ1				ステップ2
種類	通常枠	特別枠			通常枠
	①	②	③	④	⑤
プログラム名	KSAC-GAP IV	KSAC-GAP PSF	KSAC-GAP OD	KSAC-GAP BCB	KSAC-GAP PMF
支援金額 (上限)	500万円	1000万円	1000万円	1000万円	6000万円 (初年度3000万円)
支援期間	最長1年間				最長2年間
新規採択予定件数	15件	10件	5件	5件	10件

※ 複数プログラムの併願申請はできません。研究開発面、事業化推進面の両面から研究開発課題の進捗状況を検証し、適切なプログラムへの申請をお願いします。

※ 令和3年度もしくは令和4年度に実施したKSACの起業活動支援プログラム（GAPファンド）に採択された研究開発課題は、ステップ1の「OD」もしくはステップ2のみ申請可とします。なお、令和3年度と令和4年度に実施したKSACの起業活動支援プログラム（GAPファンド）に2回採択された研究開発課題につきましては、ステップ2のみ申請可とします。

※ ステップ1からステップ2への移行は、公募において改めて申請してください。なお、「KSAC-GAPファンド」の第1回募集でステップ1に採択された研究開発課題は、本募集機会においてステップ2に申請することはできません。

※ ステップ2に採択された研究開発課題においては、1年目の第4四半期（予定）に中間評価を実施します。その結果次第で、2年目に関してはプログラムの中止、研究開発費の減額、および研究開発期間の短縮が行われる場合があります。

※ 上表の採択件数は目安であり、該当する研究開発課題がない場合は、予定採択件数を下回る場合があります。また、採択時に申請金額から減額して採択されることもあります。

2.2.1. 各プログラムの詳細

ステップ	プログラム名	支援対象課題	申請者
ステップ1	①KSAC-GAP IV IV: Idea Verification	大学技術シーズに基づくプロダクトコンセプトをもとに、顧客の具体的なニーズの存在検証に取り組む研究開発課題	研究代表者
	②KSAC-GAP PSF	顧客ニーズの存在を認識しているが、	研究代表者

	PSF: Problem Solution Fit	大学技術シーズがソリューションとして有効か否かの十分な検証を行う研究開発課題	
	③KSAC-GAP OD OD: Overseas Deployment	海外での市場ニーズが十分な確度をもって予想されており、起業当初から海外での事業展開を目指す研究開発課題	研究代表者
	④KSAC-GAP BCB BCB: Back-Casted Business	将来の社会課題を解決するビジネスモデルの輪郭が定まっており、必要とされる技術の選択・組み合わせの検証を行う研究開発課題	研究代表者
ステップ 2	⑤KSAC-GAP PMF PMF: Product Market Fit	有望市場の中で十分な競争力を確保できるか否かの検証を中心に、VC が投資判断できるレベルにまで起業に向けた課題の解決を目指す研究開発課題	研究代表者 事業化推進機関

※ 申請者となる研究代表者、事業化推進機関の要件は、後記「2.4.応募要件」をご確認ください。なお、学生はステップ1の「KSAC-GAP IV」のみ申請可能です。

※ ステップ2は研究代表者と事業化推進機関との共同申請となります。

2.3. 支援期間

ステップ 1	最長1年間（2025年4月1日～2026年3月31日を予定）
ステップ 2	最長2年間（2025年4月1日～2027年3月31日を予定）

※ 本プログラムでは、KSACでの課題採択後に、後述する研究開発計画書などをJSTに提出し、その内容が承認される必要があります（KSAC採択後から1か月～1.5か月後が目処）。

※ 実際の助成開始時期（予算執行が可能となる時期）は、課題採択後に、所属大学の受付担当部署にご確認ください。

2.4. 応募要件

2.4.1. 研究開発課題の要件

本プログラムで募集する研究開発課題は、以下の①～⑤の全ての要件を満たすこととします。

- ① KSACの主幹機関またはSU創出共同機関の大学の技術シーズを核にして、起業による事業化を目指す課題であること。
- ② 国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発SUの創出を目指し、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進する課題であること。
- ③ 本プログラムにおいて募集するステップ1、ステップ2の各プログラムが想定する達成目標やマイルストーン（中間時点での達成目標）が適切に設定されていること。なお、各プログラムが想定する達成目標やマイルストーンについては、別紙「参考資料_KSAC-GAPファンド_達成目標とマイルストーン設定について」をご確認ください。
- ④ 本プログラム実施期間終了時期に予定されているDemo Dayで、事業化に向けた研究代表者等の活

動成果を発表できること。

- ⑤ 本プログラムの趣旨・目的に沿った研究開発や事業化活動を推進し、起業前の課題であること。

2.4.2. 研究代表者の要件

研究開発課題の研究代表者は、以下の①～④の全ての要件を満たすこととします。

- ① 応募時点、および研究実施期間において、KSACの主幹機関もしくはSU創出共同機関である国公私立大学に所属する研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること（応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また、必ずしも特許出願を行わない技術シーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能）。ただし、学部生は対象とはしない（6年制課程の学部等の5年生、6年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることは可能）。
- ② 申請の核となる技術シーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- ③ 申請の核となる技術シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップの実施に関してその技術シーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ KSACが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生が研究代表者となる場合は、以下⑤～⑦が条件となります。

- ⑤ 応募できるプログラムはステップ1「KSAC-GAP IV」のみとなります。
- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可です。）
- ⑦ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。

2.4.3. 事業化推進機関の要件

本プログラムでは、ステップ2「KSAC-GAP PMF」への申請は、事業化推進機関との共同申請を必須としています。下記の①～⑥の全ての要件を満たす事業化推進機関との連携構築に取り組みながら、本プログラムを実施していただきます。

- ① 事業を構想する能力（起業前段階を含む大学等発SUの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していること。
- ② 大学等と連携しながら一体的に事業開発できる実績、能力及び熱意を有しており、本プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。また、課題に複数機関が参画する場合、プロジェクト推進のために必要な連携関係が構築できること。
- ③ KSACが実施する、事業化に不可欠な人材（経営者候補人材を含む）の確保・マッチングに協力するとともに、本プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業開発を推進できること（国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお

望ましい)。

- ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- ⑥ 日本の法人格を有すること。また、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に該当していない機関であること。

2.4.4. 経営者候補人材の要件

研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨します(本プログラムへの申請時に参画している必要はありません)。経営者候補人材の要件は下記の通りです。

- ① 起業経験や創業期のスタートアップでの実務経験を通してスタートアップの経営能力を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- ② 本プログラムの支援を受けるにあたり、研究代表者または事業化推進機関のグループに参画し、人件費や活動費については研究代表者の所属機関から執行すること。

2.4.5. その他の要件

本プログラムの原資が公的資金であることに鑑み、本プログラムで創出を目指すスタートアップの事業計画は、市場構造の特性上やむを得ない場合を除き、応募時点で特定企業による買収のみを目標とした計画ではないこと(ただしこの要件は、創出を目指すスタートアップの事業計画が、課題を進める中で、応募時点の計画から進化することを制限するものではない)。

2.5. 研究開発課題における共同研究

以下①～②に示すパターンの場合、研究代表者とは別に研究実施責任者(主たる共同研究者)を設定し、共同研究を実施することが可能です(3機関以上の共同研究についても同様の考え方となります)。

- ① KSACの主幹機関・SU創出共同機関の間での共同研究(研究代表者の所属大学は含まない)
- ② KSACの主幹機関・SU創出共同機関と、他のプラットフォーム*の主幹機関・SU創出共同機関の間での共同研究

上記②のパターンの場合、事前にKSACと他のプラットフォームでの合意が必要となりますので、申請前に研究代表者が所属する大学の受付担当部署までお問い合わせください。

※ 他のプラットフォームは下表の通り。

プラットフォーム名	主幹機関
北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク(HSFC)	北海道大学
みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム(MASP)	東北大学
Greater Tokyo Innovation Ecosystem(GTIE)	東京大学 早稲田大学 東京工業大学
Tokai Network for Global Leading Innovation(Tongali)	名古屋大学
Peace & Science Innovation Ecosystem(PSI)	広島大学
Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem	九州大学

(PARKS)	九州工業大学
Tech Startup HOKURIKU (TeSH)	北陸先端科学技術 大学院大学 金沢大学
Inland Japan Innovation Ecosystem (IJIE)	信州大学

他のプラットフォームの主幹機関・SU創出共同機関はJSTのHPをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/project2023.html>

2.6. 研究代表者の応募の制限

- ① 同一の研究代表者は以下の＜対象となる制度＞のうち2つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- ② 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- ③ ＜対象となる制度＞のいずれも支援を受けていない場合、複数の＜対象となる制度＞に申請することは可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するかを選択していただきます。
- ④ ＜対象となる制度＞のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合、他の＜対象となる制度＞には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の＜対象となる制度＞および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日の調整を行います。
 - (c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できません。
- ⑤ 下記の＜対象となる制度＞に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は①、③、④と同様の扱いとします。

※ 上記記載は研究代表者に関する記載であり、事業化推進機関については原則、応募の制限はありません。

＜対象となる制度＞

起業を目指す取組を支援する事業^{※1}

大学発新産業創出基金事業	重複制限
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム	×
スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本プログラム）内の研究開発課題	—
起業実証支援	×
可能性検証（【起業挑戦】の提案）	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）	重複制限
起業実証支援	×

ビジネスモデル検証支援	×
SBIR フェーズ 1 支援	×
大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	×
大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題	×

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。
 START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>
 大学発新産業創出基金事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

技術移転を目指す取組を支援する事業※2

大学発新産業基金事業	重複制限
可能性検証（【企業等連携】の提案）	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）	重複制限
SBIR フェーズ 1 支援	△

※2 SBIR フェーズ 1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象制度のうち起業を目指す他制度と 2 件同時に実施することが可能です（同一の制度へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両方で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することできません。

△：技術シーズが異なれば実施可

※ それぞれの技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

×：同時に実施不可

※ どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度を実施するか、他制度の審査結果を待つために当該制度を辞退するか選択していただきます。

※ どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。実施中の課題が最終年度である場合の申請制限は、上記④を参照してください。

※ 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本プログラム）で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、両プログラムの重複実施は認められないため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択された場合、本プログラムの研究開発は当該プログラムの研究開発開始日までに中止とします。

：同時に申請不可（同一ファンドへの複数申請は不可）

2.7. 応募方法

2.7.1. 申請書様式

提出区分	様式番号	様式名	ファイル形式
ステップ1・ステップ2 共通	様式1	研究開発課題の概要	Word
	様式2	課題予算案	Excel
	様式3	面接審査資料 ^{※1}	PowerPoint
ステップ1 学生案件のみ	—	確認書	Word
ステップ2のみ	様式4	事業化推進機関および事業化推進者の概要	Word
	様式5	事業化推進機関の財務状況 ^{※2}	Excel
	—	事業化推進機関の決算報告書 ^{※3} または有価証券報告書（いずれも3期分 ^{※4} ）	PDF
	—	（国税）納税証明書 ^{※5}	PDF

※1 様式3は書面審査を通過した研究代表者のみ提出が必須となります（提出期限は書面審査後に通知します）。

※2 有価証券報告書を提出する事業化推進機関は作成および提出は不要です。

※3 決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書（未作成の場合は提出不要）、事業報告書（未作成の場合は提出不要）をご提出ください。

※4 設立後3期を経過していない事業化推進機関は、設立後すべての決算報告書（または有価証券報告書）をご提出ください。また、設立後に決算期末到来の事業化推進機関は、直近の残高試算表をご提出ください。

※5（国税）納税証明書（その1）は、直近3期において、経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合のみ、提出が必要です。複数の企業が共同して実施する場合（主たる共同事業化推進機関がある場合）は、決算報告書または有価証券報告書の提出が必須となる企業の内、直近3期において経常利益がマイナスとなった期が1期でもある企業があれば、当該企業分のみ提出が必須です。必須書類の提出がない場合は公平性の観点から要件不備として不受理とします。

（国税）納税証明書（その1）については国税庁「[[手続名](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)]納税証明書の交付請求手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)をご参照ください。

2.7.2. 申請書類作成時の注意事項

- 研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ2では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書等を作成してください。
- ステップ2では、特に事業構想やプロジェクトマネジメントに関しては事業化推進機関が中心となって記載してください。
- 課題予算案の作成にあたっては、研究開発課題を推進するために必要な経費か、資金使途は問題ないか、研究代表者が所属する大学やJSTの経費執行にかかる規程、ルール等に準拠しているかを入念にご確認の上、作成するようにしてください。

2.7.3. 提出方法

- 「2.7.1 申請書様式」に記載の様式を、提出期限（令和6年10月31日（木）正午【厳守】）までに、研究代表者が所属するKSACの主幹機関またはSU創出共同機関の大学の受付担当部署宛にご提出ください。受付担当部署は後記「4. 申請書類提出先・問い合わせ先」をご参照ください。
- なお、「2.7.1 申請書様式」に記載の様式を提出する際には、様式ごとに下記の通りリネームのうえご提出ください。

様式番号	リネーム後のファイル名
様式1	01_様式1_研究開発課題の概要_〇〇大学_研究者氏名
様式2	02_様式2_課題予算案_〇〇大学_研究者氏名
様式3	03_様式3_面接審査資料_〇〇大学_研究者氏名
様式4	04_様式4_事業化推進機関の概要_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
様式5	05_様式5_事業化推進機関の財務状況_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
—	06_決算報告書_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名_決算年月（20〇年〇〇月）
—	07_納税証明書_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
—	08_確認書_〇〇大学_研究者氏名

※ 様式3は書面審査を通過した研究代表者のみ提出が必須となります（提出期限は書面審査後に通知します）。

2.8. 研究開発課題の選考方法

研究開発課題の選考は、KSACのスタートアップ創出プログラム運営委員会が選定した審査員により、書面審査および面接審査の二段階審査により行われます。

- 審査の過程はすべて非公開で進め、研究代表者および事業化推進機関と審査委員の利益相反を考慮して行います。
- 面接審査は、研究代表者および事業化推進機関（ステップ2のみ）に出席いただきます。
- 面接審査の開催日は、審査委員の都合をもとに決定します。発表者による日時指定は行えませんので、予めご了承ください。

2.9. 研究開発課題の審査項目、着眼点について

本プログラムにおける研究開発課題の審査については、下記の項目についてそれぞれの着眼点から総合的な判断のもと、採択する研究開発課題を決定します。

審査項目	着眼点
明確なマイルストーン設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金事業が想定するマイルストーンが適切に設定されているか ・ 募集するプログラムごとに想定するマイルストーンが適切に設定されているか
技術シーズ・知財の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規性、独創性はあるか ・ 技術開発力、実現可能性に問題はないか ・ 知財戦略は適切か
事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスモデル（想定する商品、サービス、顧客等）は具体的か ・ マーケットインする市場の規模、成長性、獲得見込みのシェア

	<ul style="list-style-type: none"> 事業化までのプロセス（事業計画、資金計画）は妥当か
終了時点での目標達成に向けた実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題を研究開発面、事業化面ともに着実に進められる体制が構築されているか
競合分析	<ul style="list-style-type: none"> 技術シーズに関して、競合技術に対する優位性は見られるか 事業において、競合他社に対する優位性は見られるか、また、差別化は図れているか
ソーシャルインパクト	<ul style="list-style-type: none"> 社会、経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有しているか 社会に対して新たな価値の創造につながっているか SDGs やカーボンニュートラルなど、社会課題の解決に資する提案となっているか（社会貢献性）

2.10. 募集期間・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは以下の通りです。

募集開始	令和6年10月1日（火）
オンライン公募説明会	第1回：令和6年10月2日（水）12:00-13:00 第2回：令和6年10月3日（木）18:00-19:00 第3回：令和6年10月8日（火）18:00-19:00 説明会の内容はすべての回において同じものとなります。
申請書等提出期限	令和6年10月31日（木）正午【厳守】
一次審査（書面審査）	令和6年11月中旬～令和6年12月中旬
二次審査（面接審査）	令和7年2月7日（金） 令和7年2月12日（水） 令和7年2月14日（金） 令和7年2月17日（月）予備日
採択結果（内定）の通知	令和7年2月下旬頃
プログラム開始	令和7年4月1日（予定）

※ 上記の一次審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。

※ 上記の日程で本プログラムの公募に関するオンライン説明会を開催します。各回とも開催日の前日までに所定の方法によりお申し込みください。

※ 二次審査（面接審査）の日程は、一次審査（書面審査）を通過した申請者に対し、日時が確定次第、KSAC事務局よりご連絡いたします。

2.11. 本プログラムの全体の流れ

提案から初年度の流れを中心に記載しています。

1) 申請書の提出
<ul style="list-style-type: none"> 研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ2では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書等を作成してください。
【提出期限】 令和6年10月31日（木）午前12時（正午）【厳守】



2) 審査
<ul style="list-style-type: none">• KSAC が選定した審査委員による一次審査（書面審査）、二次審査（面接審査）を行います。• 面接審査では、ステップ1は研究代表者が出席し、課題全体の計画について主体的に説明していただきます。また、ステップ2は研究代表者および事業化推進機関が出席し、プロジェクトマネジメントを行う事業化推進機関から課題全体の計画（技術シーズの詳細含む）について主体的に説明していただきます。技術シーズの詳細については研究代表者から説明いただくことも可能ですが、事業化推進機関も起業を目指す上で技術を理解している必要があります。
【審査予定】 一次審査：令和6年11月中旬～12月中旬予定、二次審査：令和7年2月中旬



3) 採択課題の決定
<ul style="list-style-type: none">• 審査委員による審査結果を踏まえ、KSAC が採択課題を決定します。• KSAC は全申請者に採否を通知します。• KSAC のウェブサイトにて研究代表者名・所属機関名、事業化推進機関名（ステップ2のみ）、採択課題名等を掲載します。
【採択課題の通知予定】 令和7年2月下旬頃



4) 研究開発計画書等の作成
<ul style="list-style-type: none">• ステップ1は研究代表者が、ステップ2は研究代表者と事業化推進機関が共同でJSTに提出する研究開発計画書等を作成してください。
【提出期限】 令和7年3月上旬頃



5) KSAC-GAP ファンドのプログラム開始
<ul style="list-style-type: none">• JST に提出された研究計画書等が承認され次第、プログラムを開始していただきます。
【プログラム開始予定日】 令和7年4月1日

3. 採択後の研究開発課題の推進等について

3.1. 研究開発計画書等の作成

本プログラムに採択された研究開発課題については、プログラム開始前に所定の研究開発計画書等を作成し、JST に提出する必要があります（詳細は採択決定後にご連絡します）。なお、JST へ提出した研究計画書等の内容によっては、JST により採択が取り消される可能性があります。

採択となった研究開発課題については、JST が指定する様式により、KSAC の HP ページ上で情報公開されます。

3.2. 研究開発課題の推進

本プログラムに採択後、研究代表者、または事業化推進機関は、下記に示すそれぞれの役割を認識し、設定したマイルストンの達成に向け、研究開発課題を推進してください。

3.2.1. 研究代表者の主な役割

研究代表者は研究開発に責任を有します。本プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。ステップ 1 では、所属大学の起業支援人材や事業化推進機関と適宜相談しながら研究開発を実施し、ステップ 2 においては、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施します。

3.2.2. 事業化推進機関の主な役割

事業化推進機関は、本プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材に助言を行います。また、ステップ 2 の研究開発課題に共同申請者として参画する際は、研究成果の事業開発に対する責任を有します。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発 SU の適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画（達成目標および事業化マイルストーン及び研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得（自身による投資判断の俎上に載せることを含む）に向けた事業育成を行います。また、起業に向けた体制構築のため、KSAC が行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待します。

3.2.3. 研究開発課題推進にあたっての留意事項

- ステップ 1 の研究開発課題においては、研究者自身の研究開発成果の起業に向けた新たな視点を得ることを目的に、研究代表者が主体となって、起業支援人材や事業化推進機関等と協力して、想定顧客候補等に対するヒアリングを数件実施してください。
- ステップ 2 の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本プログラムにおける実施期間中に、基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本プログラムにおける支援はその時点で中止することとなります。詳細については、所属大学の起業支援人材に相談してください。
- 本プログラムの実施期間終了時期に合わせ、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会として Demo Day の開催を予定しています。本プログラムに採択された研究開発課題の研究代表者は全員ご参加いただくこととなります。

- 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームが NEDO や VC 等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早め始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意してください。

3.3. 起業支援人材による伴走支援

本プログラムに採択された研究開発課題には、研究代表者が所属する大学の起業支援人材が伴走支援を行います。起業支援人材は、下記に示す役割を認識し、研究代表者や事業化推進機関との連携により、研究開発課題を推進します。

3.3.1. 起業支援人材の主な役割

起業支援人材は、KSAC 内において案件発掘を行うほか、研究者と協働した本プログラムへの応募に向けた用途仮説設計やマイルストーン設計の実施、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施します。

3.4. 進捗報告と成果報告

3.4.1. 進捗報告会の開催

研究開発課題が採択された場合は、起業支援人材主催により定期的（2～3 か月に一回程度）に進捗報告会を開催してもらいます。設定したマイルストーン達成に向け、研究開発面、事業化面ともに研究計画書に記載したとおりに進捗しているかを起業支援人材により確認します。都度の開催日時は関係者間で調整してください。

3.4.2. 成果報告

本プログラムの実施終了後、JST に対して成果報告を行う必要があります。実施終了時期に、別途ご連絡させていただきます。また、プログラム実施終了後も、その後の事業化の進捗状況等について、適宜ご報告いただくことがございます。

3.4.3. 起業の報告

本プログラムの実施期間中または実施後に起業した場合は、JST への報告が必要となります。起業する前に必ず起業支援人材に相談し、起業支援人材を通して KSAC の事務局までご連絡ください。

3.5. 起業後の支援継続

本プログラムでは、本プログラムの支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。なお、支援を受けるにあたっては、事前の確認・承認が必要となります。

3.5.1. 支援の種類と対象機関

大学等発 SU の起業後に受けることが可能な支援には、

- ① 現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発 SU で実施する継続支援

(以下、「SU 直接支援」という。)

- ② 大学等発 SU を含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する継続支援 (以下、「継続支援」という。)

があり、「SU 直接支援」と「継続支援」を合わせて「起業後支援」という。それぞれの支援の対象となる機関は下表の通りとなります。詳細は JST「起業後支援の手引き」を参照すること。具体的な手続きについては KSAC 内にて準備され次第、ご案内いたします。

<起業後支援の対象となる機関>

	SU 直接支援	継続支援
大学等	○	○
事業化推進機関	○ (ただし予算措置無し)	○ (ただし予算措置無し)
大学等発 SU	○	- (支援無し)

3.5.2. SU 直接支援

(1) 支援対象

- 「KSAC-GAP ファンド」のステップ2で採択され、実施期間中にその成果を基に起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制に加え、創出された大学等発 SU への支援を行います。ステップ1はSU直接支援の対象外となります。
 - 大学等発 SU での研究開発・事業開発、および大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。事業化推進機関は継続して参画することが求められますが、起業後の予算措置はありません。
- ※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者の人件費（研究員を除く）や家賃、事業化推進機関で計上することが妥当な活動費を大学等発 SU や大学等に計上することは認められません。

(2) 支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- 対象となる大学等発 SU は日本法人であること（外国法人は対象外）。
- ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
- なお、本支援で目指すマイルストーンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます（出資実行の確約までは求めません。）。

(3) 支援期間

- 支援開始日から最長1年間（研究開発課題の現状の実施期間終了後1年間を上限）とします。ただし、本基金事業が終了する令和11年度末までとします。

※具体例

- ① 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R7 年 2 月 1 日に支援を開始した場合、支援終了は R8 年 1 月末となります。
- ② 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 3 月 30 日に支援を開始した場合、支援終了は R9 年 3 月 29 日となります。
- ③ 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 4 月以降に SU を設立した場合、支援はできません。
 - 原則として、SU 直接支援は大学等発 SU の設立日以降可能な限り早期に開始となりますが、例外的にスタートアップ支援の開始を起業後 6 ヶ月以内かつ現状の実施期間の範囲で調整することも可能です。ただし、申請時にその理由を提示し、審査で承認される必要があります。

(4) 支援額

- 共創プログラムにおいては「KSAC-GAP ファンド」における研究開発課題全体で上限 2 千万円（直接経費）の増額支援を希望することが可能です。

※ 上限金額は現状の実施期間を通じた年度あたりの平均委託研究費を原則とします。

- JST は委託研究契約に基づき間接経費（上限 30%）を機関に別途支払います。

(5) 申請期限

- KSAC における承認審査を経た上で大学等発 SU 設立日（予定で構いません）の 3 ヶ月前までに、必要書類を JST 担当者に提出してください。

(6) 審査方法

- KSAC において外部有識者等による委員会を構成し、面接審査の実施を予定しています（ステップ 2 採択時における GAP ファンドの審査体制と同等の構成を想定）。その審査結果を JST が確認します。

(7) JST からの委託研究費の用途及び使用

- 当該研究開発課題において真に必要な研究開発及び事業開発の費用のみが対象となります。委託研究費を用いて収入を得る行為は不可とします。また、事業開発においては、研究開発に付随して必要となる費用（例えば今後の研究開発の方向性を検討するために行う調査費等）が支援対象となり、営業や拡販にかかる費用への支出は出来ません。
- 委託研究費は全て大学等発 SU または大学等で使用します。

(8) その他

- 支援が認められた場合、必要に応じ変更契約手続き（大学等発 SU の場合は新規契約手続き）を行います。
- 本支援で新たに JST と新規契約する大学等発 SU は、KSAC の「SU 創出共同機関（PF 発 SU）」として扱います。

3.5.3. 継続支援

(1) 支援対象

- 「KSAC-GAP ファンド」で採択され、実施期間中にその成果をもとに起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制（起業した SU は含まない）への支援を行います。継続支援では、ステップ 1 も対象となります。
- SU 直接支援を希望しない場合のみならず、SU 直接支援を否認された場合も継続支援を希

望することが可能です。

- 大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。

※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者の人件費、家賃、事業化推進機関で計上することが妥当な活動費などを大学等に計上することも認められません。

(2) 支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- ステップ 2 で継続支援を受ける場合、事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。

(3) 支援期間

- 大学等発 SU 設立日から 1 年以内または研究開発課題の現状の実施期間終了日のうち短い方の期日までとします。

※具体例

- ① 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R6 年 10 月 1 日に SU を設立した場合、支援終了は R7 年 9 月末となります。
- ② 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R7 年 10 月 1 日に SU を設立した場合、支援終了は R8 年 3 月末となります。
- ③ 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 4 月以降に SU を設立した場合、支援はできません。

(4) 支援額

- 現状の予算額の範囲内で実施することが可能です（増額支援は行いません。）。

(5) 申請期限

- KSAC における審査を経た上で、大学等発 SU 設立日（予定で構いません）の原則として 3 ヶ月前までに提出してください。

(6) 審査方法

- KSAC において審査を予定しています。その審査結果を JST が確認します。

(7) JST からの委託費の用途及び使用

- 原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。
- 委託費は全て大学等で使用することとします。

(8) その他

- 継続支援の途中で SU 直接支援を追加で希望することはできません。

3.6. 研究開発費の執行

本プログラムに採択された研究開発課題の研究開発費（GAP ファンド）は JST より配分されますので、JST が定める経費執行ルールや、研究代表者が所属する大学の経費執行ルールを順守し、公正かつ効率的な使用に努めてください。

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目につ

いて、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.6.1. 研究開発費として認められる資金使途

研究開発費は、研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等）に使用する費用）であり、以下の使途に支出することができます。

a 物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
b 旅費	研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
c 人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費 ※ 大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。 ※ 研究計画書に研究参加者としての登録がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。
d その他	a、b、c の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費 外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっておき、作業のみを外注する請負契約についてのみ直接経費での計上が認められています。

JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.6.2. 特許関連経費について

本プログラムでは大学等発SU創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。本プログラムでは、以下の①から③の要件をいずれも満たすことを条件として、本プログラムの研究開発費とは別に、特許関連経費を支援します。

- ① 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
- ② 原則、KSAC が JST から基金事業を委託されている期間中（令和 10 年度まで予定）の出願であること。
- ③ 大学等の単独出願もしくは KSAC の大学等の共同出願（共同出願が可能なのは KSAC 内の複数大学等で本プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。

- ※ 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討してください。
- ※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。
- ※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。
- ※ 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。
- ※ 支援対象となる特許関連経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は 1 言語につき税抜き 100 万）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は起業支援人材を通して KSAC に相談してください。
- ※ 権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。国費による支援の重複を回避する観点から、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本プログラムの支援以外の国費又は国費を財源とする資金による支援はできません。また、本プログラム以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

4. 申請書類提出先・問い合わせ先

研究代表者が所属する大学の担当部署が、申請書類の提出先、および本プログラムに関する問い合わせ先となっています。

大学名	受付担当部署	メールアドレス
京都大学	成長戦略本部 エコシステム構築領域	venture-incubation02@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
大阪大学	共創機構 イノベーション戦略部門 ベンチャー・事業化支援室	kyousou-vb@office.osaka-u.ac.jp
神戸大学	産官学連携本部 (株式会社神戸大学イノベーション)	gapfund.office@kobe-u-innov.jp
京都市芸繊維大学	研究推進・産学連携課 産学・地域連携係	sangaku@jim.kit.ac.jp
奈良先端科学技術 大学院大学	研究推進機構 産官学連携推進部門	提出先： https://forms.office.com/r/EJWnh2tFQS 問い合わせ先：ksac-core@ad.naist.jp
奈良女子大学	社会連携センター	liaison@cc.nara-wu.ac.jp
滋賀大学	産学公連携推進課	soc-coop@biwako.shiga-u.ac.jp
滋賀医科大学	研究活動統括本部 研究戦略推進室 産学連携推進部門	ikode@belle.shiga-med.ac.jp
京都府立大学	産学公連携リエゾンオフィス	liaison-office@kpu.ac.jp
京都府立医科大学	情報・研究支援課	kikaku01@koto.kpu-m.ac.jp
大阪公立大学	学術研究推進本部 起業支援室	gr-knky-uracenter@omu.ac.jp
兵庫県立大学	社会価値創造機構	sangaku@hq.u-hyogo.ac.jp
奈良県立医科大学	研究推進課 産学連携推進係	sangaku@naramed-u.ac.jp
京都産業大学	研究機構	ksu-kenkyusuishin@star.kyoto-su.ac.jp
京都先端科学大学	オープンイノベーションセンター・亀岡	oick@kuas.ac.jp
同志社大学	研究開発推進課 リエゾンオフィス	jt-liais@mail.doshisha.ac.jp
立命館大学	研究部 BKC リサーチオフィス 政府系公募担当	b-koubo@st.ritsumei.ac.jp
龍谷大学	REC 事務部 (京都)	rec-k@ad.ryukoku.ac.jp
大阪工業大学	研究支援社会連携推進課	oit.kenkyu@joshu.ac.jp
関西大学	社会連携部イノベーション創生センター	entry@ml.kandai.jp
近畿大学	学術研究支援部 研究支援課	kenkyujosei@itp.kindai.ac.jp
関西学院大学	研究推進社会連携機構事務部 知財管理課	startup-rd@kwansei.ac.jp

スタートアップ創出プログラム KSAC-GAP ファンド Q&A

作成日：2024年3月18日

更新日：2024年9月17日

【申請関連】

①	質問	KSAC に参画していない大学等の研究者が、KSAC で実施するスタートアップ創出プログラム「KSAC-GAP ファンド」(以下、「本プログラム」という。)に申請することは可能か。
	回答	申請はできません。研究者が本プログラムに申請するためには、所属機関が KSAC の主幹機関、または SU 創出共同機関として参画している必要があります。
②	質問	起業直後の研究者が本プログラムに申請することは可能か。
	回答	起業後の研究者は、すでに起業の基となった一連のシーズによって本プログラムへ申請することはできません。一方で、当該研究者の起業の基となったシーズとは異なるシーズにより、新たな起業を目指す場合は、申請可能です。ただしその場合は、KSAC の委員会で課題実施の必要性を審査します。
③	質問	本プログラムの研究開発課題において複数の研究機関による共同研究を実施することは可能か。
	回答	可能です。ただし、本プログラムの予算を共同研究機関で執行する必要がある場合、当該共同研究機関は、基金事業のいずれかのプラットフォームに参画している主幹機関もしくは SU 創出共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人に限られます(KSAC 以外のプラットフォームについては公募要領「2.5.研究開発における共同研究」をご確認ください)。複数の機関で共同研究を実施する場合、相手先の研究機関において研究実施責任者(主たる共同研究者)を設定する必要があります(3 機関以上の共同研究についても同様です)。特にプラットフォームをまたぐ共同研究を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整が必要です。
④	質問	研究開発課題における研究代表者のシーズは、特許出願前の技術でも良いか。
	回答	特許出願前の技術であっても、ステップ1、ステップ2とも申請可能です。ただし、スタートアップ創出を目的とする本プログラムの主旨として、できるだけ早急な特許出願、権利化を目指してください。なお、必ずしも特許出願を伴わない研究成果(ソフトウェア等)に基づく応募も可能です。
⑤	質問	研究開発課題の申請時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に海外機関を含むとある。海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。
	回答	研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入することになりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託

		研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。
⑥	質問	研究開発課題の達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか。
	回答	公募要領「1.3.1.本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては各課題や分野の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。
⑦	質問	本プログラムにおいて、社会的な課題を解決するような案件を実施することは可能か。
	回答	大学等発の研究成果等を活用するものであれば、可能です。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。
⑧	質問	民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。
	回答	申請はできません。
⑨	質問	対象となる分野に限定はあるか。
	回答	対象分野に制限はありません。
⑩	質問	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なればステップ 1 への応募が可能と考えて問題ないか。
	回答	過去に採択された研究代表者でも研究開発課題が異なればステップ 1 の全てに申請していただくことは可能だが、明確に前回採択時との差異（シーズ、用途、市場など、およそ事業化にかかる全ての要素について）を示していただく必要がある。KSAC としては一度採択された研究開発課題は、やむを得ない事情により停止しなければならない場合以外は起業まで進めていただくことを想定している為、前回採択課題の事業化も進展している上で、新しい研究開発課題に取り組むことが可能かどうかについて、留意いただきたい。
⑪	質問	募集要項に 5 つのプログラムがあるが、重複しての申請は可能か。
	回答	複数プログラムの併願申請は不可。また、一度ステップ 1 のプログラムのいずれかに採択された場合、実施期間終了後に申請できるのはステップ 2 のみとなる。
⑫	質問	共同研究という形での応募は可能か。あるいは単独研究者・一つの研究室内での複数研究者での申請は可能か。
	回答	可能であるが条件があるため、公募要領を参照されたい。なお、共同研究の場合は「主たる共同研究者」の取扱いについて注意すること。
⑬	質問	現在、複数の大学発ベンチャーにて事業を行っている（これまで投資は受けていない）。これから新会社を設立したいと考えており、事業検証をしていきたいが、申請は可能か。また、技術シーズは異なるが、一部サービス面を現会社から引き継ぎたいと考えている。この場合、申請は可能か。
	回答	既存企業との関わり方にもよるが、KSAC-GAP ファンドは起業前の支援プログラムと

		<p>定義されている。例えば既にスタートアップを立ち上げている場合、全く別のシーズを活用したスタートアップを立ち上げていただくことが前提となる。表面上、その条件が満たされていたとしても、経営者陣が同じ、或いは既存スタートアップとの関連度合いが強いといった場合などは、支援対象とすることが難しい場合もあるため、現状を精査した上で対応することになる。</p> <p>起業支援人材、もしくは事業化推進機関（ステップ 2 申請の場合）と相談の上、既存のスタートアップとは別であるということを対外的に明示できるような申請とすべきである。</p>
--	--	---

【研究代表者について】

①	質問	学生は、本プログラムの研究開発課題の研究代表者となれるか。
	回答	<p>修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。また、6年制課程の学部等の5年生・6年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることが可能です。学部生は研究代表者となれません。なお、学生が研究代表者となれるのは、ステップ1の「KSAC-GAP IV」のみとなっておりますので、ご注意ください。</p> <p>いずれの場合においても、学生が研究代表者となる場合、指導教員がいる研究室に配属されている必要があります。また、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できることが必要です（なお、研究代表者の交代は原則として不可です）。あわせて、学生が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。</p>
②	質問	すでにスタートアップを設立した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。
	回答	<p>すでに立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。KSACで実施する研究開発課題の選考において、理由の妥当性を確認することとなります。なお、すでに起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本プログラムの趣旨と異なることから、研究代表者となれません。</p>
③	質問	民間企業から大学に転籍した研究者が、過去の自身の発明で当該企業が原権利を保有する特許をもとに研究代表者として申請することは可能か。
	回答	大学が有するシーズではないことから、申請はできません。
④	質問	研究生は学生に該当するか。
	回答	正規の学生ではないため、該当しない。
⑤	質問	客員研究員の申請は可能か。
	回答	大学との雇用関係がなく、KSAC 参画大学の所属とならないため、申請は不可。
⑥	質問	<p>「博士研究員」は研究代表者となれるか。</p> <p>※博士研究員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長指導のもと、研究設備も利用でき、研究を行うことが可能 ・雇用関係はないが、年間数万円支払えば大学の講座に所属することが可能 ・研究費についても所属長監督のもの使用可能
	回答	①学生としての応募

		<p>「博士研究員」は規程によると、既に博士の学位を取得している者とされており、修士課程・博士課程に所属する学生、または6年制課程の学部等の5～6年生に相当するとは考えられないため、学生として応募はできない。</p> <p>②研究者としての応募 雇用関係がないため応募はできない。</p> <p>上記を前提として、所属機関の競争的研究費や外部資金の応募資格付与に係る規程等に基づいて応募資格を判断していただきたい。</p>
⑦	質問	ある研究者が他大学（KSAC 参画大学）との共同研究者として申請する案件と、研究代表者として申請する案件がある。シーズやテーマが違い、エフォートの確保も可能であるが、申請は可能か。
	回答	明確に区別することが可能なのであれば、申請は不可ではないが、区別が妥当なものであるかについて、十分留意いただきたい。

【事業化推進機関について】

①	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。
	回答	特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結することを推奨します。覚書の様式については、現在、KSACのスタートアップ創出プログラム運営委員会にて準備中です。
②	質問	事業化推進機関は、育成したスタートアップに対する投資の責任を負うか。
	回答	投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、設立したスタートアップへ民間資金を呼び込むことは本プログラムの重要な目的の一つであり、事業化推進機関自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行ってください。
③	質問	複数の事業化推進機関が研究開発課題に携わることは可能か。
	回答	複数の事業化推進機関が連携して、事業化推進を行うことも可能です。その場合は、事業開発全体の責任を負う機関を代表事業化推進機関、それ以外の機関を主たる共同事業化推進機関として、申請書を提出してください。また、参画するすべての事業化推進機関と研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得てください。
④	質問	事業会社が事業化推進機関になり、事業化推進機関と研究者が共同で全くの新しい事業を立ち上げる場合は申請可能か。
	回答	新規スタートアップでの事業化を目指すのであれば応募可能です。但し、本事業はスタートアップ・エコシステムの創出に資するという観点から、特定の事業会社の子会社創業を期待するものではありません。
⑤	質問	事業化推進機関として参画することを検討しているが、設立して1～2年しか経っておらず、直近3期分の決算報告書（又は有価証券報告書）や納税証明書が揃わない場合はどうするのか。
	回答	公募要領に記載のとおり、この場合や、会社設立後全ての決算報告書（又は有価証券報告書）、及びこれまでに経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合には会社

		設立後全ての納税証明書を提出してください。創業年度にあたり、決算期を一度も迎えていない場合、決算報告を代替する資料として残高試算表を提出してください。
⑥	質問	事業化推進機関は、JST 認定の事業プロモーターでも差支えないか。
	回答	事業化推進機関の要件を満たす場合は、申請可能である。JST 認定の事業プロモーターは、KSAC-GAP ファンドが求める事業化推進機関としての機能を実践している機関であるため、候補として考えて差支えない。
⑦	質問	事業化推進機関がリード VC でない場合、審査の際に不利となることはないか。
	回答	資金調達にあたり、主導的な役割は担ってもらうが、事業化推進機関からの投資は必須ではない。事業化推進機関がリード VC ではないことのみをもって審査の際に不利になることはないが、事業化推進機関に求められるスタートアップに対する投資を呼び込む力があるかないかは事業化推進機関として適切かどうかの判断基準となる。

【経費執行関連】

①	質問	経営者候補人材の人件費を支出することはできるか。
	回答	大学等の規定に従い、人件費または謝金として支出することが可能です。
②	質問	ソフトウェア等の作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。
	回答	研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。
③	質問	特許経費を研究開発費（直接経費）から支出できるか。
	回答	調査費用などの支出は可能ですが、申請にかかる費用は研究開発費（直接経費）からの支出は認められません。採択された研究開発課題から創出された特許の申請費用の支援を希望される場合は、起業支援人材を通して KSAC 事務局にご連絡ください。
④	質問	ステップ2の予算は、事業化推進機関への支払額として経費計上できるか。
	回答	事業化推進機関の活動経費として、大学等の技術シーズを事業化するために必要な分析・調査等の総合的なマネジメントを行うために必要な経費や、市場調査やコンサルティングの外注等に必要な経費を研究開発費（直接経費）から支出することが可能（利益排除は必要）。
⑤	質問	KSAC 採択案件と研究室で独自に行っている研究成果を併せて、特許化する為の費用は支援対象になるか。
	回答	支援対象となるケースもある。スタートアップ創出に向けて進めていただく研究開発課題から新しく出てくる発明や、既に権利化もしくは申請されている特許について、スタートアップ創出に必要であると認められる場合は、PCT 出願費用として対象になるケースもある。ただし、研究開発費からの支出は認められておらず、支援を受けるには KSAC の審査を受ける必要があるため、事前に起業支援人材と相談の上、後日案内する所定の手続きを経ていただきたい。

⑥	質問	費目間の流用ではなく、同じ費目内で用途を変えるのはどの程度認められるか。
	回答	規定で定められている 50%を超える場合は、起業支援人材を通して確認いただきたい。また、同一費目間であっても多額の用途変更となる場合も、起業支援人材に確認いただきたい。
⑦	質問	予算の内訳について、支援金額の中に間接経費も含まれるのか。
	回答	間接経費は含まれず、プログラムごとの助成金額はすべて直接経費となる。
⑧	質問	謝金の上限はあるのか。
	回答	各大学の規程をご確認いただきたい。
⑨	質問	経営者候補人材に謝金支払をする際の規程について、教えてほしい（研究費総額に占める割合について等、上限の設定はあるのか）。
	回答	研究費総額に占める割合などに上限はないが、大学の規程に基づき判断いただき、常識的な範囲での支出としていただきたい。

【特許関連】

①	質問	研究開発課題の実施中に発明した特許の帰属はどうか。
	回答	産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。
②	質問	研究開発課題で対象とするシーズとして、本プログラムの活動に参画しない出願人等が含まれるシーズ（共同出願特許）を用いることは可能か。
	回答	可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。事業化に対し共願人の確実な了解をとっていること等、KSAC での研究開発課題の選考において確認します。
③	質問	特許・ソフトウェア等を保有しておらず、今後の取得予定もないが申請は可能か。
	回答	申請は可能ですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。
④	質問	特許申請費用の支援対象となる特許関連経費はどのような経費があるのか。
	回答	出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は 1 言語につき税抜き 100 万）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は起業支援人材を通して KSAC 事務局に相談してください。
⑤	質問	公募要領における研究代表者の要件⑦で、『学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取り扱いについて取り決め、合意したこと』を確認できる確認書を提出すること』とあるが、知財の取り扱いの権利が大学側にあるという事なのか、または支援期間中に起業した場合、会社が保有するという選択肢もあると捉えても良いのか。
	回答	GAP ファンドは大学で進める研究開発に対する支援であるため、そこから知財を創出した場合、大学の権利となる。ただし、一般論でいうと、民間企業と共同研究をして知財を創出する上で、当該企業からリソースが割かれている場合、発明者として当該企業所属の方が入る事も想定されるというように、知財に関する権利について、大学

		と協議が必要なケースもあるのではないかと考えられる。しかし、創業間もないスタートアップが知財創出に関与しているとは想定しがたく、また、申請後や権利化後すぐにスタートアップに対して譲渡することも想定していない。
--	--	--

【起業支援】

①	質問	研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業した場合、支援終了となるのか。
	回答	支援を終了せず、継続することが可能です。本プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達支援が支援終了の要件となることを想定しています。ただし、起業後も支援が必要か否かは、KSAC 内の本プログラムの運営方針、及び審査委員会において判断します。必要に応じて起業支援人材を通して KSAC 事務局にお問い合わせください。
②	質問	創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。
	回答	事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指すことも可能です。基金事業の目指す姿として掲げる大学等発 SU の継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、KSAC および大学等への還元を十分配慮の上、起業を目指してください。
③	質問	研究者が経営者候補人材となり、将来起業することは可能か。
	回答	大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。
④	質問	審査途中（採択される前）に起業した場合、審査はどうなるのか。
	回答	支援対象外となるため、審査は行わない。
⑤	質問	起業する際の法人形態に制約はあるか。
	回答	厳密な制約はないものの、海外展開も視野に入れたビジネスを展開するという趣旨に鑑み、適切な法人格をもって設立していただきたい。

【採択後の研究開発課題の推進について】

①	質問	ステップ2の研究開発課題において、事業化推進機関との意見が一致しないため大学等の研究代表者だけで課題を継続することは可能か。
	回答	継続できません。ステップ2の研究開発課題においては、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで一体的に研究開発課題を推進することが不可欠です。
②	質問	ステップ2の研究開発課題において、事業化推進機関の事業開発が十分な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。
	回答	ステップ2の研究開発課題においては、事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、研究開発課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。
③	質問	スタートアップを前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。
	回答	当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合においても、研究

		開発等の支援が必要となる場合、支援を継続することが可能です。ただし、支援にあたっては KSAC で審査を行い、その可否を判断いたします。また、支援期間中であっても民間資金の調達やシード期のファンドの獲得に成功した場合、目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。
④	質問	進捗報告会はどういったものか。
	回答	進捗報告会は、起業支援人材が研究開発課題の進捗状況を確認する機会として定期開催するものです。2～3 か月毎に研究開発課題が予定通りに進捗しているかについて、確認を行います。また、研究開発課題の課題を共有し、解決方法についてなども協議する場として、研究開発課題ごとにクロズド形式で行われるものとします。
⑤	質問	採択後の進捗報告会の参加対象は誰か。また、進捗報告会の内容は事務局等に共有の義務はあるか。
	回答	参加者は研究代表者、ステップ2なら研究代表者に加えて事業化推進機関、起業支援人材（ここまでが必須）を想定しています。なお、経営者候補人材やその他の支援者についても、適宜参加を想定しています。 進捗報告会については、進捗状況を確認し、起業支援人材がフィードバックシートに内容を落とし込むといったことを趣旨としている為、事務局のほか、他大学の起業支援人材、審査委員に共有される事となります（共有されるメンバーについては、秘密保持契約を締結します）。

【その他事項について】

①	質問	経営者候補人材が兼務として本公募プログラムに参加することはできるか。また、出来る場合、参画にあたって必要最低限として求められるエフォートの基準などはあるか。
	回答	兼務での参加は可能です。兼務に当たっては、兼務先の就業規定等に反しないようご確認ください。また、参画にあたってのエフォートの基準はありませんが、経営者候補人材が進捗評価等の機会に課題を代表して報告いただくなど、積極的な関与を期待します。なお、進捗評価においては経営者候補人材の参画状況について確認を行い、評価に反映する場合があります。
②	質問	事業化推進機関の代表者が経営者候補を担ってもよいか。もしくは、事業化推進機関から経営者候補を出してもよいか。
	回答	正当な理由と妥当性があり、事業開発のために必要なエフォートを確保できるのであれば事業化推進機関から経営者候補人材を出すことは可能です。ただし、事業化推進機関の代表者が経営者候補となった場合、人件費を支出することは出来ませんので、ご注意ください。
③	質問	申請時に英語対応はしてもらえるのか。
	回答	英語の申請書フォーマットはないが、英語で記載された申請書も受付可。
④	質問	申請書あるいは成果報告において記載する企業名は、匿名でも差支えないか（顧客ニーズを探るため特定の企業と話すことも想定されるが、申請書または成果報告において公開できないケースがあるため）。

	回答	企業名の記載は必須ではないが、具体的に企業と話をしているという内容を記載することが望ましい。また、成果報告については、取組内容を記載し提出するという趣旨のものである。
⑤	質問	申請状況等により、新規採択予定件数を調整する予定はあるか。
	回答	採択に相当する研究開発課題がなければ新規採択予定件数を下回る場合があるが、プログラム間で採択数の調整を行うことはない。
⑥	質問	面接審査はオンラインか、対面か。
	回答	面接審査はオンラインでの実施を予定している。
⑦	質問	面接審査で主にプレゼンテーションを実施するのは誰か。
	回答	ステップ1は研究代表者、ステップ2は事業化推進機関を想定している。
⑧	質問	申請書作成の段階で、プログラム実施期間中の起業予定に関して記載することは差支えないか。
	回答	そもそも起業することを前提に申請していただくことになっており、申請書にも、設立予定時期を記載する項目がある。したがって、その起業がプログラム実施期間中であっても差し支えない。ただし、起業後支援に関してはKSACにおいて審査対象事項となるため、予め起業支援人材を通してKSAC事務局に連絡すること。
⑨	質問	起業支援人材に関する相談窓口を教えてください。
	回答	公募要領に記載のある各大学の受付担当部署に問い合わせさせていただきたい。
⑩	質問	起業支援人材が経営者候補人材となることは可能か。
	回答	想定されることではあるが、プログラムの実施期間中は、起業支援人材として活動していただきたい点をご留意いただきたい。
⑪	質問	特許出願準備中の為、申請書への具体的な内容について記載する事は避けたいが、申請書において特許出願に関する記載のガイドラインはあるか。審査にあたり、どの程度まで記載が必要か、ガイドライン等があれば教えてください。
	回答	特許出願について、「ガイドライン等」の定めについては、設けられていない。申請書の記載については、「競合技術との差別化、優位性の担保」等の観点から、可能な範囲において記入をお願いしたい。
⑫	質問	DemoDayはクローズド形式か。
	回答	DemoDayは、国内外VCや事業会社に対するPRの機会であるため、オープンで実施する。
⑬	質問	DemoDayの際にも、具体的な企業名を出せないケースが想定されるが、内容的に薄いという印象を与える事になることを懸念している。この点は考慮してもらえるのか。
	回答	開催日時時点で公開可能な情報をご提示いただきたい。ただし、DemoDayは、投資を募る等の目的で、事業会社・VC等に対するPRの場である為、具体的に公表できる内容については、盛り込む事が望ましい。
⑭	質問	DemoDayの日程の決め方について、予め決められた日程に研究者等が合わせるのか。
	回答	開催日時については、採択者にヒアリングをしてから決める可能性もあるが、採択先が多いため、先に日程を決めた後、参加可否を伺うという可能性もある。

		尚、過去の事例でいうと、27 件の採択案件を事業領域別に 2 日間に分けて開催した。今後は採択数も増える為、プログラムごとに日程を設定していくという可能性があり、日程を選択していただけないこともあり得る。
⑮	質問	経営者候補として参画する者の情報は将来的に公開される可能性があるのか。一部の参加者は PJ 開始後もボランティアベースでの関与を予定しており、氏名や所属企業等の公開が難しい事が想定される。これらの情報をデモデイ等も含めて PJ 期間中非公開に扱うことは可能なのか。
	回答	研究開発費から人件費や謝金を支払うのであれば JST に対しては公開することとなるが、KSAC の HP 上での採択情報や、DemoDay での登壇者情報としては、ステップ 1 では研究代表者、ステップ 2 では研究代表者および事業化推進機関の公開を想定している為、経営者候補人材の情報公開についてはおおよそご懸念いただくことはないと考えます。ただし、当該経営者候補人材（その他副業で事業化を支援される人材等）が、所属先で兼業もしくは副業を認められているのかは、その方の自己責任において確認をお願いしたい。副業や兼業に関して、トラブルが起こった際、KSAC や参画機関は何らの責任を負わないという事をご留意いただきたい。
⑯	質問	論文作成の際、KSAC-GAP ファンドによる支援で得た資金と他プログラムから得た資金の双方を用いた研究について、KSAC-GAP ファンドと他プログラムを明確に分けて記載する必要があるか。
	回答	まずは JST が発刊している「令和 6 年度委託研究事務処理説明書」p71～p73 をご確認ください。基金事業においては、論文発表等の謝辞について単独で記載しなければならないとは規定されてはいないものの、別プログラムの資金側の制約の有無等はケースバイケースであるため、採択後に具体的な事象が発生した段階で、各大学の窓口経由で、KSAC 事務局まで問い合わせ願いたい。